

日本共産党 西宮市会議員

# 佐藤みち子

活動だより 2011年9月 NO.58



議員団控室 TEL0798 - 35-3368 fax22-7815  
自宅 高須町1丁目 1-7-5-206 TEL42-2856

9月議会

2011年4月28日、「地域主権」改革一括法が成立しました。

この一括法は、ナショナルミニマム（最低基準）を保障する「国の責任」を投げ捨てるものです。

保育所、高齢者、障害者施設等の設備や運営の最低基準、関係法を、自治体で条例制定することです。

## 先進国で最低の最低基準

現在、国が定めている保育所の居室面積の最低基準は、乳児室1・65㎡、ほかふく室3・3㎡、2歳児以

上1・98㎡です。この基準は、60年間改善されていません。

## 食事と午睡、遊ぶスペースが必要

2009年厚労省が、最低基準のあり方について、委託調査しています。

2歳未満児4・11㎡以上、2歳児以上2・43㎡以上が最低限必要であるとの見解を示しました。本来なら、これを最低基準にすべきです。

厚労省は、待機児童が100人以上、地価が高い地

子どもたちをぎゅうぎゅう詰めにしてないで！



域は、最低基準を下回っても良いと、35市区を発表。市も、その中に入っています。

## 面積基準を下げるな！

面積基準を緩めると、さらに子どもを詰め込むことになり、保育環境が劣悪になるため、「今の最低基準を守れ」と質問。当局は「当該基準を守るのが基本」と明言はしませんでした。